

優良な電子帳簿に係る加算税の5%軽減措置

優良な電子帳簿と一般電子帳簿

帳簿をデータで保存する場合の要件が、次のとおり二分化され、優良な電子帳簿については、申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されます。

◆ 優良な電子帳簿

- 【要件】・正規の簿記の原則に従って記録されるもの
- ・保存義務が規定される全ての帳簿について「優良な電子帳簿の要件（詳細は次頁以降に詳述）」を満たしている
 - ※全ての帳簿⇒仕訳帳、総勘定元帳、その他必要な帳簿（給与台帳や固定資産台帳等）
 - ・改正前と同等の要件に従って備付け・保存
 - ・あらかじめ所轄税務署長に所定の届出書を提出

申告漏れに課される過少申告加算税 **5%軽減**

◆ 一般電子帳簿

- 【要件】・正規の簿記の原則に従って記録されるもの
- ・システム関係書類等の備付け
 - ・見読可能性の確保
 - ・帳簿データのダウンロード機能

【優良な電子帳簿に係る加算税の軽減措置】

仕訳帳・総勘定元帳・その他補助簿について優良な電子帳簿の要件を満たして保存等がされた場合において、これらの帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあったときは、その申告漏れに課される過少申告加算税を5%軽減する制度

◆ 特例適用後の過少申告加算税の割合

区分	現行の割合	軽減措置適用後
調査通知後	5%	0%
原則(更正予知後)	10%	5%
加重分(期限内申告税額等を超える部分)	15%	10%
過少申告重加算税	35%	35%(適用なし)

◆ 優良な電子帳簿の要件

真実性の確保	訂正削除履歴	① 記録事項の訂正又は削除を行った場合には、訂正又は削除の事実及び内容を確認できる ② 記録事項の入力をその業務処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合に、その事実が確認できる
	相互関連性	電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できる
	システム関係書類	システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付ける
可視性の確保	見読可能性	パソコン、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面及び書面に整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できる
	検索機能	① 取引年月日、取引金額、取引先を検索の条件として設定できる ② 日付又は金額について範囲を指定して検索条件を設定できる ③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できる ※ 税務職員の求めに応じてデータのダウンロードができるようにしている場合は、検索要件②・③は不要

【要件1 - ①：訂正削除履歴】

記録事項の訂正又は削除を行った場合には、訂正又は削除の事実及び内容を確認できる

訂正又は削除の内容が自動的に記録されるシステムの例

日付	借方	貸方	取引先	訂正
R2.4.30	売掛金 100,000	売上 100,000	〇〇商店	有

クリックすると訂正履歴を表示

訂正日付	訂正前借方	訂正前貸方	取引先	入力担当者
R2.6.30	売掛金 70,000	売上 70,000	〇〇商店	〇〇〇〇

訂正又は削除が反対仕訳による方法のみのシステムの例

日付	仕訳No.	借方	貸方	取引先	訂正前仕訳No.
R2.4.30	1011	売掛金 70,000	売上 70,000	〇〇商店	

当初の記録情報を特定するための情報を付加

日付	仕訳No.	借方	貸方	取引先	訂正前仕訳No.
R2.6.30	2022	売上 70,000	売掛金 70,000	〇〇商店	1011
R2.6.30	2023	売掛金 100,000	売上 100,000	〇〇商店	1011

【要件1 - ②：訂正削除履歴】

記録事項の入力をその業務処理に係る通常の間（通常の業務処理期間）を経過した後に行った場合に、その事実が確認できる

○ 仕訳の入力時に、個々の記録事項に入力日又は一連番号が自動的に付され、それを訂正し又は削除できないシステムを使用する場合、当該規定の要件を満たすことになる
 ※ 通常の業務処理期間：電子計算機に係る業務処理サイクルとしてデータの入出力を行う、日次、週次及び月次の期間

通常の入力期間内の入力

日付	入力日付	借方	貸方	取引先	仕訳No.
R2.4.30	R2.4.30	売掛金 70,000	売上 70,000	〇〇商店	4041

通常の入力期間経過後の入力

日付	入力日付	借方	貸方	取引先	仕訳No.
R2.4.30	R2.9.30	売掛金 100,000	売上 100,000	〇〇商店	9091

入力年月日が自動的に付されることにより、通常の入力期間経過後の入力であることが確認できる。

訂正削除不可

仕訳番号が自動付番されるため、前後の番号との比較により、通常の入力期間経過後の入力であることが確認できる。

【要件2：相互関連性】

電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できる

○ 明細データで記録（個別転記）する場合
 一連番号を記録することにより同一の取引に係る記録事項であることを明確にする

【仕訳帳】

日付	一連No.	借方	貸方	摘要
R2.2.22	01001	売掛金 20,000	売上 20,000	(株)O商店 商品A × 10
R2.2.22	01012	売掛金 20,000	売上 20,000	(株)M加工 商品E × 20

個別転記

【総勘定元帳（売上）】

日付	一連No.	相手科目	借方	貸方	摘要
R2.2.22	01001	売掛金		20,000	
R2.2.22	01012	売掛金		20,000	

○ 集計した結果（合計額）を転記し、一連番号を付す場合
一連番号を記録することにより、集計結果が帳簿間において連動することを確保する

【売上帳】

日付	一連No.	借方	貸方	摘要
R2.1.4	010001	売掛金 20,000	売上 20,000	㈱O商店 商品A(@2000円)×10
R2.1.5	010002	売掛金 25,000	売上 25,000	O商会㈱ 商品B(@5000円)×5
⋮				
R2.1.30	010038	売掛金 80,000	売上 80,000	K商店㈱ 商品W(@4000円)×20
R2.1.31	010039	売掛金 50,000	売上 50,000	㈲Y建設 商品Z(@1000円)商品A×10
R2.1.31	010099	月計 400,000	月計 400,000	1月合計

集計転記

【総勘定元帳（売上）】

日付	一連No.	相手科目	借方	貸方	摘要
R2.1.31	010099	売掛金		400,000	
R2.2.28	020099	売掛金		500,000	
R2.3.31	030099	売掛金		200,000	

集計結果が帳簿間において連動しています。

○ 集計した結果（合計額）を転記し、集計範囲を付す場合
集計範囲を記録することにより、集計結果が帳簿間において連動することを確保する

【売上帳】

日付	一連No.	借方	貸方	摘要
R2.1.4	010001	売掛金 20,000	売上 20,000	㈱O商店 商品A(@2000円)×10
R2.1.5	010002	売掛金 25,000	売上 25,000	O商会㈱ 商品B(@5000円)×5
⋮				
R2.1.30	010038	売掛金 80,000	売上 80,000	K商店㈱ 商品W(@4000円)×20
R2.1.31	010039	売掛金 50,000	売上 50,000	㈲Y建設 商品Z(@1000円)商品A×10
R2.1.31	010099	月計 400,000	月計 400,000	1月合計

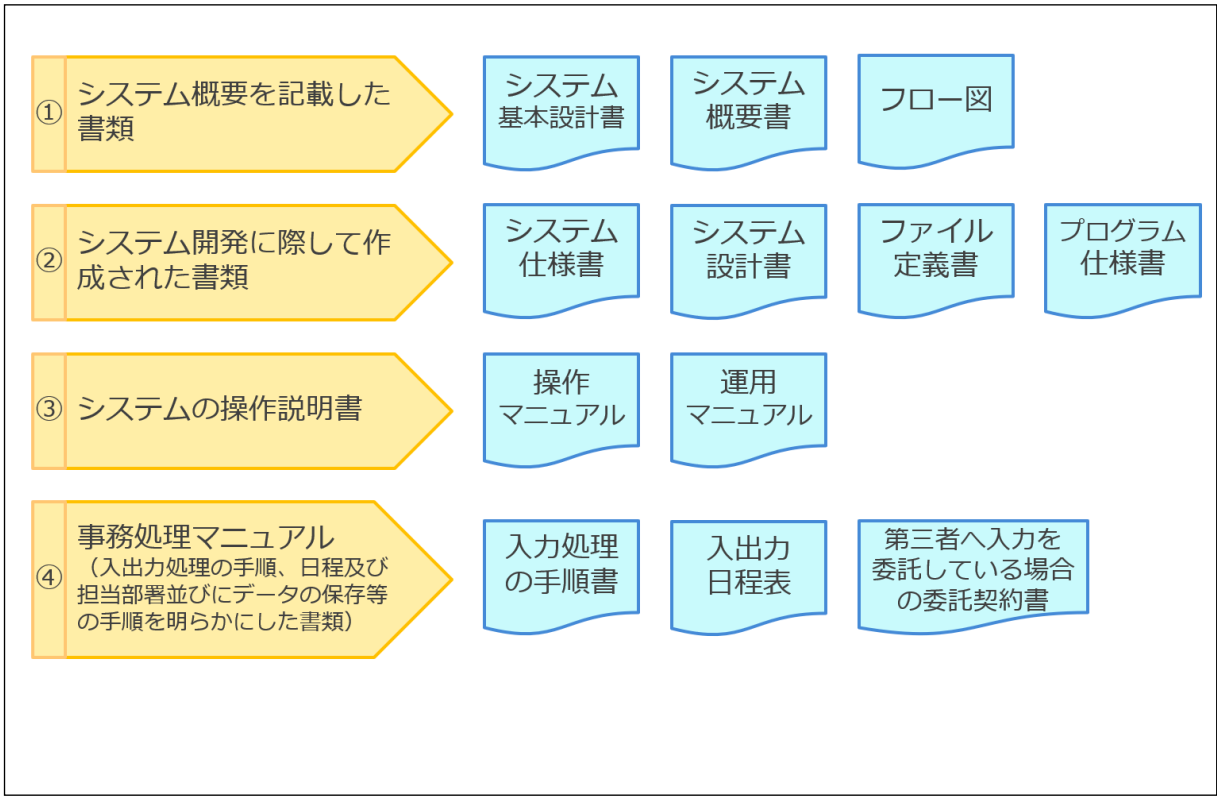
集計転記
集計範囲を記録

【総勘定元帳（売上）】

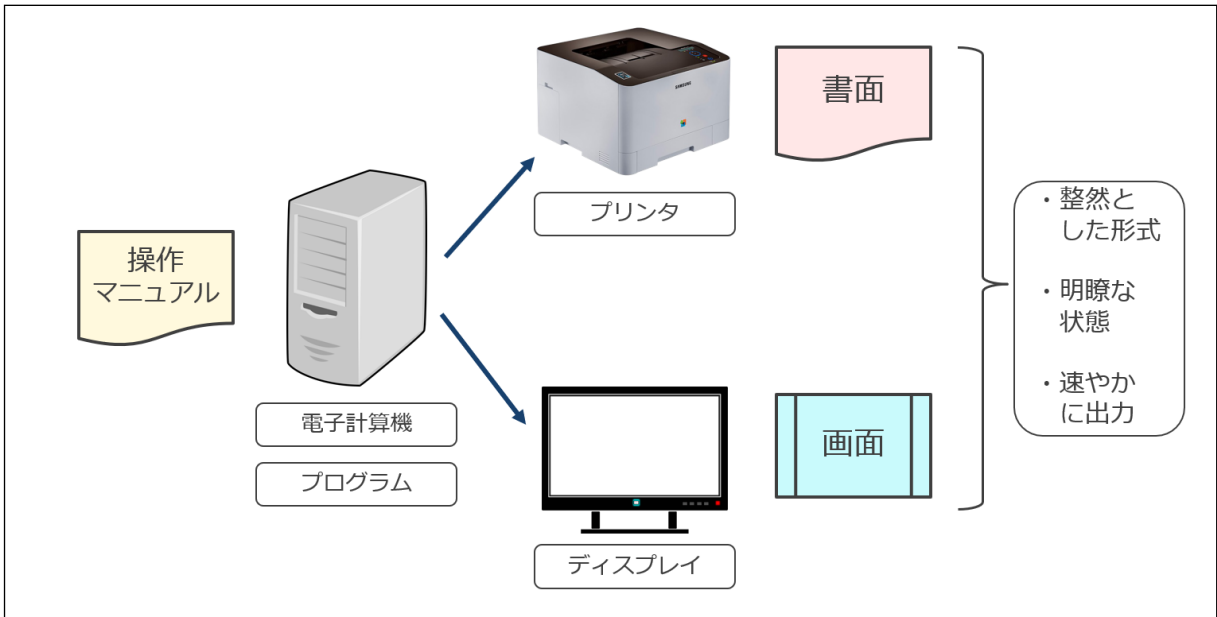
日付	一連No.	相手科目	借方	貸方	摘要
R2.1.31	010099	売掛金		400,000	R2年1月1日～R2年1月31日
R2.2.28	020099	売掛金		500,000	
R2.3.31	030099	売掛金		200,000	

集計結果が帳簿間において連動しています。

【要件3：システム関係書類の備付け】
 システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付ける



【要件4：見読可能装置の備付け】
 パソコン、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面及び書面に整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できる



【要件5：検索機能の確保】

- ① 取引年月日、取引金額、取引先を検索の条件として設定できる
 - ② 日付又は金額について範囲を指定して検索条件を設定できる
 - ③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できる
- ※ 税務職員の求めに応じてデータのダウンロードができるようにしている場合は、検索要件②・③は不要

① 設定した条件に該当する記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能

② 「範囲を設定して条件を設定できる」とは、課税期間ごとに、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができる機能

③ 「2以上の任意の記録事項を組み合わせ条件を設定できること」とは、検索の条件として設定した記録項目（日付、金額、取引先）から2種類の記録項目を選択して検索する場合、2種類の記録項目の組合せによっても条件を設定できる機能

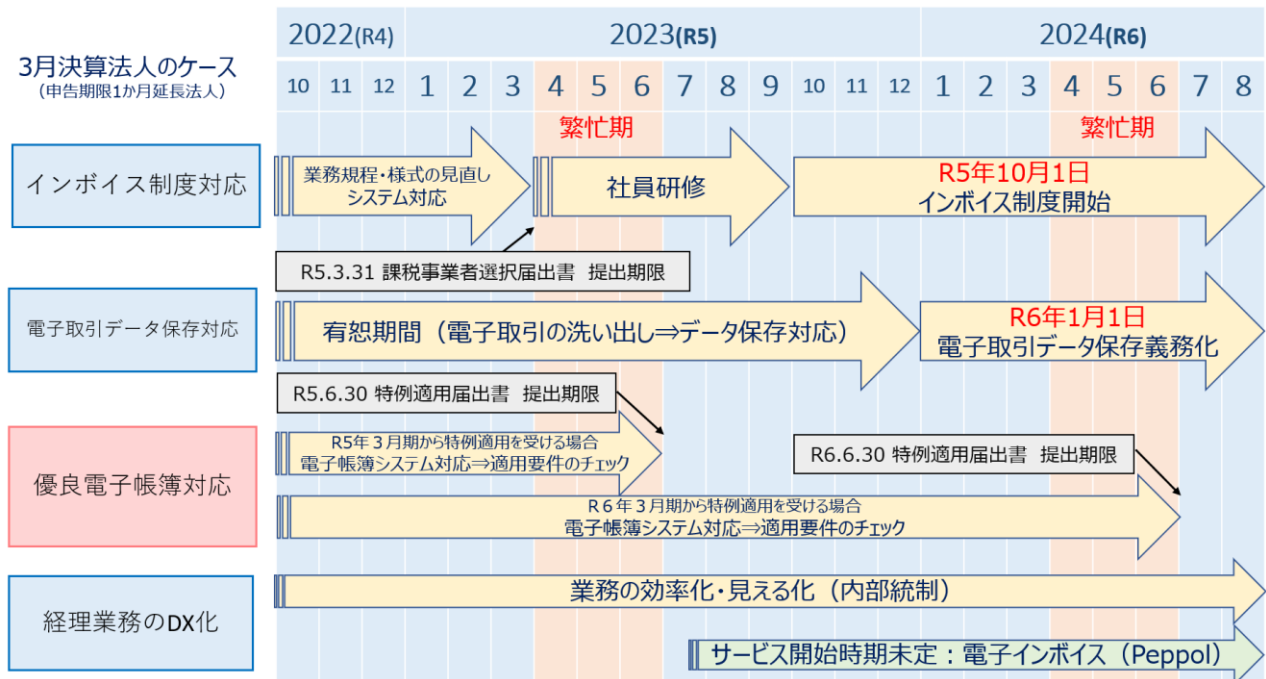
優良な電子帳簿の要件チェックシート

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受けようとする場合には以下の(1)～(6)の全てにチェックが付される必要があります。

前提	<input type="checkbox"/> 課税期間の初日から、電子帳簿により備え付けている。 <input type="checkbox"/> 最初の記録段階から一貫して電磁的記録(明細データ)により作成・保存している。 <input type="checkbox"/> 青色申告者が保存すべき全ての帳簿(買掛帳や売掛帳等を含む)について、次の要件を満たして作成・保存している。
	(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(規則第2条第2項第1号関係) 次の区分に応じて、①～④の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は③を除く。 <input type="checkbox"/> 自己が開発したプログラムを使用する場合(委託開発したプログラムを含む)…①、②、③、④ <input type="checkbox"/> 上記以外のプログラム(市販のプログラム)を使用する場合……………③、④ ① システムの概要を記載した書類 ② システムの開発に際して作成した書類 ③ システムの操作説明書 ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(電子計算機処理を他の者に委託する場合にはその委託に係る契約書等)並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類
	(2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(規則第2条第2項第2号関係) <input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができる。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <div style="text-align: right;">}</div>
	(3) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置(規則第5条第5項第1号イ(1)関係) <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除できないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳(当初データの特定に必要な情報を付加)を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <div style="text-align: right;">}</div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ※ 該当する場合のみ記載してください。 <input type="checkbox"/> ただし、入力日から〔 〕日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない(内部規程等での旨を定める)。
	(4) 追加入力した事実の確認に関する措置(規則第5条第5項第1号イ(2)関係) <input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔 <input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他()〕を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <div style="text-align: right;">}</div>
	(5) 国税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置(規則第5条第5項第1号ロ関係) <input type="checkbox"/> 〔 <input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他()〕により国税関係帳簿間の関連性を確認することができる。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <div style="text-align: right;">}</div>
	(6) 検索機能の確保の要件(規則第5条第5項第1号ハ関係) <input type="checkbox"/> ①取引年月日、取引金額及び取引先を検索の条件として設定することができる。 <input type="checkbox"/> ②日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 <input type="checkbox"/> ③二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。 <input type="checkbox"/> ダウンロードの求めに応じることができるようにしている。(左記の場合には、上記②③の要件は不要)

インボイス対応・電子取引データ保存・優良電子帳簿対応・経理業務のDX化

GTM グループでは、インボイス対応・電子取引データ保存対応・優良電子帳簿対応のサポートをいたします。



〔引用参照文献〕

- 電子帳簿保存法が改正されました (令和3年12月改訂)
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095_03.pdf#page=4
- 電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_01.pdf
- 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021011-060_01.htm

ご相談などございましたら、下記宛メール或いは GTM の担当者にお申し出ください。
 〔担当窓口〕 GTM グループ 会計税務相談室 E-mail gtm@gtmri.co.jp